

## 令和4年度 第2回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会 会議録

開催日時 令和5年1月19日（木） 14時00分～15時00分

開催場所 近江八幡市立資料館2階研修室

出席者 (委員) 高田委員・増井委員・石川委員・轟委員・菅原委員  
地区代表5名 計10名  
(事務局) 浅田課長・坂田参事・烏野課長補佐・森山・福田

### 議 事

事務局

定刻より少し早いですけれども、本日もご出席の皆様がお揃いになりましたので、令和4年度第2回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会を始めさせていただきますようお願いいたします。  
(全員了承。)

事務局

本日はお忙しい中、第二回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。年が明けまして、本来ですとこの辺りは年に一、二回は雪が積もるのですが、今年は雪も積もらず暖冬傾向かと思っているところがございますけれども、来週以降はまた寒波が来るということでもあります。気温の変化には十分気を付けていただきたいと思います。

新型コロナウイルスも、全国的に流行傾向にあります。文化振興課内でも順番にコロナに罹っているような状況でございます。委員の皆様におかれましてはご自愛いただきますようお願いいたします。

本日の審議事項としましては2件ということで0家離れの保存番号の対象範囲についてと令和5年度の伝統的建造物修理事業について審議いただきますようお願いいたします。

ます。審議に当たりましては委員皆様の忌憚のない意見をいただければと思っております。

また、報告事項としましては令和4年度の伝統的建造物修理事業についての現時点での進捗の報告をいたします。加えて審議会終了後に現地の方で現状を確認していただく予定もしていますので合わせてお願い申し上げます。大変限られた時間ではございますけれども、本市の伝統的建造物群の保存活用の方法についての方向性を決める重要な会議でございますため委員の皆様方から貴重なご意見をいただけますよう簡単ではございますが開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

事務局

次に審議会の成立についてですが、本審議会は近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第8条第2項の規定により20名以内の12名で構成しています。本日は全委員に対し、10名の出席をいただいております。よって、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条第3項の規定に基づきまして、本審議会は成立していることをご報告いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

ここからは、近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第11条第2項によりまして議事進行については、会長をお願いすることになっておりますので、会長よろしくお願いたします。

会長

改めまして、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。先ほど事務局の方からお話がありました通り、皆様のお立場からの忌憚のない意見をいただければと思います。

本日は審議事項2件と報告事項1件ということです。

まず最初に会議の公開について伺います。本日の審議会は、会議の公開に関する取扱要綱第3条に基づきまして公開としております。

議案のうち非公開事項に該当するものがあるかどうか事務

局にお伺いします。

事務局

本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。

会長

ただいま事務局から本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がありました。委員の皆様にお伺いします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきたいと思いますので、事務局は傍聴者の方がいらっしゃいましたら入室させてください。

(傍聴希望者入室)

会長

それでは次第に沿って進めていきたいと思います。

次第の3 審議事項です。今回は令和4年12月16日付で2件の諮問がありましたので審議を行いたいと思います。先ほども申し上げた通り、皆様のご意見をいただきながら円滑な議事の進行にご協力をお願いします。それでは、本日の審議の流れについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、本日の審議の流れについて、ご説明いたします。

お手元の資料の表紙をご覧ください。議案第1号から議案第2号まで1議案ずつ順に説明させていただき、採決をお願いします。以上でございます。

会長

既に皆さんのお手元には、郵送あるいは今日受け取られているホッチキス止めの資料に沿って審議を進めたいと思います。

それでは次第に従いまして、議案第一号 ○○家離れの保存番号の対象範囲についての審議を始めたいと思います。これについて事務局は説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号 ○○家離れの保存番号の対象範囲について説明していきたいと思います。皆様まずはお手元の資料をご覧ください。議題第1号0家離れの保存番号の対象範囲についての資料ですが、3ページから7ページが対象の資料となっております。3ページが表紙、4ページが平面図、5ページが立面図、6・7ページが所見の変更前後の内容となっております。皆様、落丁等大丈夫でしょうか？

今回審議します○○家離れの変更内容についてですが、前回の第1回審議会にて承認された2階建て部分と東側の下屋部分を合わせての登録としておりましたものから、下屋部分を外した2階建て部分のみに変更することを考えております。

こうした変更がある理由としまして、登録後に所有者さんと話す機会があり、その中で下屋部分が古材を利用して移築した後のどこか別のタイミングで付けられたことを思い出したとのことをお聞きしました。前回審議会までには把握できていなかった事項であり、この件を踏まえたうえで再調査と所有者への今後の利活用と保存について協議しました。再考した結果として・活用のしにくさ・建物としての一体感並びに長期間の維持の観点から外した方が良いと判断しまして、今回審議事項に上げさせていただいております。

会長

この件についてご意見をいただきたいと思います。

4ページの変更前は下屋も含めて2階の離れも対象であったものを、これを変更後には2階部分の離れのみで下屋部分を外してということですね？

事務局

はい、下屋を外して2階部分を対象として保存番号がついている範囲を縮小する形で変更を考えています。

会長

番号を追加で付けずに範囲を変える。それについての所見も関連するのですか？

事務局

所見の方は、一番初めの所見の中でなぜ下屋を付けるのかの理由で、移築時と同程度の時期に下屋を含めて建てられたといった内容になってます。そこの部分を変更しています。

ちょうど7ページの赤文字の部分が変更後の文章になっています。所見の「構成されるが、今回、保存計画番号を新たに追加するのは、2階建部分になる。」この文言を追加させていただきました。それと、「2階建部分を当地に移築し、後年、下屋部分を増築して、現在の姿になった。」ここを文言を変更しております。この所見に関しましては伝建アドバイザーと協議させていただきまして変更すると決まりましたため、このように変えております。

会長

まずはこの総二階の部分が建てられて、その後に下屋が建てられたので、保存番号として建物を対象とするならば総二階の二階建て部分が適当であろうということですね。何かコメントはありますか？

委員

前回の第一回の会議はお休みしてしまいましたすみません。

今回の所見の方で全体の内容はほとんど変わっていないのですけれども、建物の立った変遷というのが前回出させていただいたときには、二階建て部分の数寄屋風の人をおもてなしする空間ですが、一方の下屋が農機具なんかを置いてある相反するような建物でした。当初から同時期かどうかというのが疑っていた部分はあったのですが、限られた時間の中では私の力不足といったところもあるかとは思いますが同時期のものであろうといったことで所見を書かせていただきました。その後、事務局から説明があった通りやはり時期差があり、2階建ての数寄屋部分が当初に建て、その後に下屋部分を建てたという建物の来歴がその後にわかったところを所見につけさせていただきました。

所見の方にも書いてありますが、〇〇家が埼玉の方で酒造業をされていたのですが、その後に撤退されて滋賀の方に帰ってこられています。おそらく移築されたのがまだ酒造業をやられていたころですけれども、撤退されて生活の状況も変わる中で裏の部分に大きな下屋を作られたというので、そのあたりの大枠の歴史と照らし合わせても建物の変遷というものがはっきりしたのではないかと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。

5 ページ目の図面を見ていただいても…私は特に建築史の専門ではございませんが、南立面図の下屋が様式が違うことからつけられたことがわかりますし、特に範囲の変更については問題ないかと思えます。

他には皆さんご意見いかがでしょうか？よろしいでしょうか？

(異議なし。)

はい、それでは保存番号は変えずに範囲を変更するという  
ことで承認としたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号 令和5年度の伝統的建造物修理事業について事務局の説明を求めます。

事務局

では、説明させていただきます。議案第2号 令和5年度の伝統的建造物群修理事業についてですが、今回は時間の都合上で審議会後に現地確認の流れをとらせていただいております。それでは、皆様のお手元の資料8ページの表紙から29ページまでが対象の資料となっています。9ページが地区内の位置図、10ページが修理事業の概要、11～12ページが建物の外観、13～16ページが〇〇家住宅土蔵の図面、17～22ページが

〇〇家住宅土蔵の図面、23～26ページが〇〇家住宅茶室の図面、27～29ページが〇〇家住宅主屋の図面となっています。落丁等大丈夫でしょうか？

それでは建物4棟の内容について説明いたします。

まずは1-1 保存番号309 〇〇家住宅土蔵の説明をします。こちらは第1回審議会にて保存番号の追加に至った建物となっています。本瓦葺・土蔵造の建物で瓦の老朽化やと壁面漆喰の剥離が見てとれる状況です。東側壁面下半分をトタンで壁が覆われており、その下が焼杉板であったのか、全面漆喰であったのかはわかっていない状況であり、修理時に痕跡を確認した上で修理内容に反映させていく予定となっております。所有者からは昔からある建物であり非常に価値のある建物だと考えているため、残していくためにも屋根と壁面漆喰の修理をしたいとの思いから今回申請に至りました。

た。

次に1-2 保存番号64 ○○家住宅土蔵です。こちらは令和2年度、令和3年度と修理していた東側にある主屋(令和2年度保存番号62、令和3年度保存番号63)と同じ敷地にある建物です。土蔵は棧瓦葺の土蔵造りで平成9年に国庫補助金にて前所有者の時に一度修理されていますが、漆喰の剥離と屋根の雨漏りが見受けられます。所有者からはこの建物はビエンナーレ等のイベントの会場でも活用されており、茶室と合わせて建物の全体的な修理、具体的には屋根修理と壁面修理、樋修理をして残していきたいとの意向を示されています。

次に1-3 保存番号308 ○○家住宅茶室です。こちら第1回審議会にて保存番号の追加に至った建物となっています。棧瓦葺・渡り廊下部分が腰板の漆喰壁の木造建物です。茶室の屋根部分が歪みと、壁面漆喰と木部の傷みが見られます。所有者からは土蔵と同じくイベントで活用される建物であり、土蔵と合わせて屋根、壁面の修理をしたいと言われています。

次に1-4 保存番号113～115 ○○家住宅主屋です。こちらは平成9年度に国庫補助金での修理がされています。建物は棧瓦葺の木造中二階建であり、雨樋の破損や木製扉の破損、漆喰壁の剥離、焼杉板のめくれ、窓枠の雨水侵入などが見受けられています。所有者からは周辺のエリアが観光地であり、よく見える位置にある建物のため外観を修理したいと言われており、所有者負担の関係から破損対象部分の部分補修に抑えてほしいことを要望されています。

来年度の修理事業の予定としては以上になります。

会長

はい、ありがとうございました。この4件のご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

最初の○○家土蔵は、先ほどの審議事項1番目の離れと同じ敷地にあるものですか？

事務局

はい、同じ敷地にあります。土蔵は先ほどの離れの北側の位置になります。

会長                   では、私から。10ページなのですけれども。1-3は木部の修理がないということで設計監理の補助金がないという理解でよろしいでしょうか？

事務局                ここですが、1-3は木工事の記載抜けになります。すみませんが、追記をお願い致します。設計監理の方が今回は1-2   〇〇家住宅土蔵と1-3   〇〇家住宅茶室で一体のものとなっています。ですので、ここは2件合わせて設計監理が1件分となっています。

会長                   そういうことがわかるように資料を見てわかるようにした方が良いのかなと思います。  
他はいかがでしょうか。

委員                   よろしいでしょうか。中身に対しては異論はないのですが、4件を挙げられている内の3件が平成の一桁部分に一回修理をされている。2巡目になっているというのは、たくさん物件がある中で手を挙げていただいたりといろいろな兼ね合いはあるとは思いますが、修理の順番を決めるときにどういった扱いをされてるのでしょうか？またどういった方針で決められているのでしょうか？今の説明の中では景観的に重要な場所であるとか、公開活用に積極的に使われる建物だからとは聞きましたが、方針とかあるのであれば聞きたいなど質問した次第です。

事務局                まず、順番としてですが人がその建物に住んでいるかというのが大きく関わってくるかと思います。人が住んでいるようであれば早めに修理しようとなります。その中でも、雨漏りですとか、倒壊の危険があるとかですとか、危険性の高いものはより上位に位置付けております。といったように人がいるかないかと危険性の点で順位付けはしています。

委員                   2巡目に対しては優先順位を下げるといったことはありませんか？

事務局                そうですね…修理をしたいと声を上げていただいて、1回

目の修理から適化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）を根拠に20年程度だったと思いますがそれを過ぎていく状況ですと候補に上げるようになってきます。1回目の修理が3年とか5年とか短いスパンですと候補にはあまり上げないようにはしています。

会長

状況を見ながら2回目をとったことですね。わかりました。

他いかがでしょうか。

委員

以前も申し上げていたのですけれども、漆喰塗というのは非常に脆弱な気がします。今も2巡目ということで…平成9年ですか？だいたい20年以上経っているとはいえあまりにも早く剥落してしまうと。特に風当ての強い破風とかと壁の大きな面ですね。これって建築学的には漆喰を補強するようなやり方というものは何かないものなのではないでしょうか？と申しますのは、当然今回で修理をやったとしても、20年もしたらまた台風なんかの理由で剥がれてしまうといった事態がどんどん出てきてしまうことに、2巡目や3巡目でなりかねないと思うのです。どうしたらいいのでしょうか？ご意見いただけたら嬉しいのですが。

会長

そのあたりについて誰か情報がある方おられますでしょうか？

おそらく漆喰の工法についての改良みたいなものがどの程度成されているかだとは思いますが…私はよく存じ上げてはいないのですが、どうでしょうか。情報といいますか…ありますでしょうか？

委員

左官屋さん自体がもう無くなってきていて、近江八幡あたりでもわずかになっています。いわゆる、そういった技量を持った方々が亡くなって…言い方は悪いのですけれども技術力の足りない方が塗られると、後で剥落してしまうと。そこら辺の技術的な指導含めて擁護していかないと、また同じことに対して何回もとなってしまうことになる。

委員	<p>具体的には左官屋さんで修理されているのは近江八幡市内の方ですか？</p>
事務局	<p>今年度修理の様子を見てますと…市内の方と市外の方で半々といった感じでした。</p>
委員	<p>私の所も古い家で何回か左官さんにやってもらったのですが、かなり面積が広範囲な土蔵でも漆喰塗られて、それが丈夫なんですよ。やっぱりそういった技術力はすごいなって思いますね。塗り方によって剥落するかしらないかは左官さんによって違うなど。私の印象ですけど。業者さんを技術力によって選定等はできないですよ？そんなのは判断できませんよね。</p>
委員	<p>そういえばすぐに修理を受けた後に剥落してしまった事案ありませんでしたか？数年前に。 補助してすぐ次のタームに落ちて…あの時は台風もあった年だったと思いますけれども。</p>
委員	<p>事務局側としてなのかそういった新しい技術があるのかどうかとか、技術力がある業者といった情報も今後集めていくのが良いのかなと思います。貴重な意見ありがとうございます。</p> <p>他にご意見ありますでしょうか？</p> <p>はい、ではこの4件の修理事業についての対象や金額を認めるということよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし。)</p> <p>ありがとうございました。審議事項はこの2件でございまして、次には報告事項に移りたいと思います。令和4年度の伝統的建造物修理事業について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局より報告事項 令和4年度の伝統的建造物修理事業について説明していきます。それでは、皆様のお手元の資料30ページの表紙から50ページまでが対象の資料となっています。31ページが対象建物の位置図、32ページが修理の概要、33～35ページが〇〇家住宅主屋保存番号42の</p>

修理経過写真、36～38ページが〇〇家住宅主屋保存番号43の修理経過写真、39～41ページが〇〇家住宅主屋保存番号133の修理経過写真、42～44ページが〇〇家住宅主屋保存番号63の修理経過写真、45～47ページが〇〇家住宅主屋保存番号60の修理経過写真、48～50ページが〇〇家住宅主屋保存番号53の修理経過写真となっています。

まずは2-1 〇〇家住宅主屋保存番号42です。修理内容は屋根葺き替え、漆喰塗り替え、建具・格子等の木工事です。34ページの屋根修理時の写真ですが、当初は土葺きだったものを土を下ろしてルーフィングの仕様になっています。35ページの道路面外観の施工時の写真ですが、庇部分を痕跡から復元し、シャッター部分を3連引き戸にしています。工事としては修理内容に変更点はなく問題なく終わることができております。

次に2-2 〇〇家住宅主屋保存番号43です。修理内容は屋根葺き替え、漆喰塗り替えになります。37ページの写真ですが、内部の構造の傷みが激しく古材を残すのがかなり難しい状況でした。屋根は保存番号42と同じくルーフィングをしています。38ページの道路面の修理の様子の写真ですが前面の腰板部分にシロアリの被害とみられる木の穴が見受けられており、こちらも古材を残すことが難しい状況でした。全体として修理前後で意匠に変更はなく修理を終えています。

次に2-3 〇〇家住宅主屋保存番号133です。修理内容は当初は屋根葺き替え、うだつ修理、漆喰塗り替えの予定でした。しかし、所有者より漆喰塗り替えが保険適応で修理が可能になったとの相談が入ったため、補助の対象から漆喰塗り替えを外しています。40・41ページの写真はどちらも屋根葺き替えの時のもので土葺きからルーフィングに変えています。うだつは周辺の小屋根部分は瓦を吹き替えています。うだつ部分は現状の状態からそのまま残すこととなっています。

次に2-4 〇〇家住宅主屋 保存番号63です。修理内容は屋根葺き替え、漆喰塗り替えです。写真は43ページが屋根葺き替え、44ページが漆喰塗り替えの内容になっています。

ます。屋根は土葺きからルーフィングに変えております。全体として修理前後で意匠に変更はなく修理を終えています。

次に2-5 ○○家住宅主屋 保存番号60です。修理内容は屋根葺き替えです。46・47ページの写真は大屋根と建物の南側小屋根の屋根葺き替えの様子になります。どちらも土葺きからルーフィングに変えております。屋根のみですので意匠に変更はなく修理を終えています。

次に2-6 ○○家住宅主屋 保存番号53です。修理内容は屋根葺き替えと漆喰塗り替えです。大屋根の瓦の状態が良く、多くをそのまま残し締め直しでの対応をしています。その他では意匠等に変更なく修理が終了しています。

説明は以上になります。

会長

ありがとうございました。

これらは現地で見えるものになるのでしょうか？

事務局

そうです。見に行くものになります。

会長

わかりました。報告事項にご意見やご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

32ページですけど、工事の上限が72%と450万円どちらが上限で合ってますか？

事務局

450万円を上限として、修理工事経費に72%を掛けたものが補助金となります。もしも経費に72%を掛けたものが450万円を超えるようであっても、450万円の上限までとしています。

会長

72%と書いてあるので、修理経費が630万以上だと450万円の補助金と同じになるということ。この資料の書き方だと違和感があるような気が…

事務局

72%を上限に変えたほうが良いですかね？



事務局 そのあたりは関係課で協議する必要があるかなと思います。

委員 課長（前課長）も元々は都市計画課におられたので、そのところはやる必要はありますよねとお話はしていたのです。というのは、伝建の町の通りの部分はすごく大事なのですが、最近はその一本内側の通りとかでも、移住してきたりだとかカフェをやったりだとかいろいろイベントをやっています。おそらく、町なみの基準や修景の基準とはちょっと違った形でセットバックしたりとかの在来的な雰囲気を作り、留意しつつも色々と工夫しているところがあります。

逆に周辺の部分で毛色の違う建築が建ったりというところがあるので、ぜひとも歴まちの方を検討して周辺を含めたデザインコードとか景観形成の在り方を議論していくことが、これから彦根の世界遺産とか滋賀県の北部振興とかピワイチといった観光では動きがある中で、市街地もこういった形でこれから形成を図りながら町づくりや観光戦略も出てくると思います。

あと、歴まちを取らないといわゆるハード整備の道路関係とか公園とかの事業の補助が下りてこないで、歴まちは今後具体的に検討していかれる方が良いのかなと思っております。

あと、もう一点がこれはここの審議会ではないと思うのですが、西の湖の重要文化的景観。これはマターとしては市の文化財審議会でも議論とか報告をやっているのですか？

事務局 重要文化的景観保存活用検討委員会というのがございますので、そちらでやっています。

委員 それは文化振興課マターでやっているのですか？

事務局 そうです。

委員 せつかくの文化的景観1号なので、その辺の動きがあまり

私も把握できていないのですけれども、風景づくり委員会のほうも景観の方を所掌しているのものでその辺と連携して八幡と安土を繋ぐ資源と位置づけはされているのに、なかなか活用の所とかその後の保全状況というのがあまり上がってこないのもので、関係課と連携しながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ちなみにその市の文化財保存地域計画は実際の進捗はあったりするのですか？

事務局

それにつきましては、市全体の市政計画における市の事業に係るものについて短期、中期、長期というように計画を立てております。計画の進捗については、今年度より保存活用地域計画の活用の協議会を設立いたします。そこで進捗管理をしていきますので、計画を確認していく形になっています。

委員

また都計審とか風景委員会とかでも情報提供していたければありがたいなと思います。すみません、ありがとうございます。

会長

その他報告ありますでしょうか。

委員

はい。伝建地区の防災計画は行政の方で立案されて活動等認知されていることはあるのですか？

事務局

防災計画というのは、危機管理課の方で市全体の防災計画の中で伝建地区等についての位置づけはあります。ただ、伝建地区内に限った防災計画というのは難しいと考えています。というのは、近江八幡市の伝建地区というのは両側町にあって、いわゆる1つのブロックが伝建地区と伝建地区外になっている。防災に関しては1つのブロック全体で考えていくところではあります。ただ、当課としましても伝建地区内で防災に関しては十分に検討していかなければいけないと考えています。その点につきましては今年度の議会の方でもそういった質問があったのですが、まずはいろいろな情報収集ですとか都市防災についての検討、本日はご欠席ではございますが委員は都市防災の研究もされていますのでご意見も伺

いながら、地域のそういった防災への考え方の醸成を図って  
いきたいと考えております。

委員

なぜこういった質問をしましたのかといいますと、今年度  
と前年度で某大学の研究室です、伝建地区での防災取組  
の研究をされていて、結構足で稼いでヒアリングされてるデ  
ータが上がってきているはずなんです。この前に福田さん(事  
務局)通じて某大学の方が私のとこに見えたのですが、地域  
におきます八幡学区という二重の自治会がありますが、19  
の地域で自主防災会を立ち上げています。この自主防災会と  
伝建地区がリンクしているかどうかは非常に重要なことだと  
考えています。ですので、事務局の方で何か吸い上げがあれ  
ばお聞かせ願いたいと思い質問させていただきました。

ちょっと難しいようであれば次回の審議会のときにも大丈  
夫ですが。

会長

防災計画とか大学の研究室でやられているところは何かの  
形で公開というか…こういった場で資料なんかを使って情報  
提供ができればいいのではないかと。私は防災計画の委員で  
はないのですが、いずれにしてもそういった情報の発信して  
いながらというのが大事ではないでしょうか。こういうこ  
とはやっているけど、行政はどうなっているのだというよう  
な質問が出てくるのは情報をきちんと発信していないことも  
一つはあると思いますので、そのあたりの丁寧な説明とかを  
お願いしたいと思います。

委員

毎年投資はしているのだけれども、それに見合ったフォロ  
ーアップができていようかどうかは非常に重要だと思いますの  
でよろしく願いいたします。

委員

よろしいでしょうか。伝建地区の中では地区ごとに、もち  
ろん地域の防災計画の中に伝建地区を載せるというのは色々  
なところでもやっています。けれども、やっぱり地区独自のこ  
れだけの伝統的建造物が密集しているところに対しての防災  
計画は作らないといけないでしょう。これは全国かなり作っ  
ているところが多いので、やっぱり八幡も歴史ある伝建地区で

すからきっちりと取り組まれた方が良いと思います。地域の方もご心配の部分があると思うのでそれを切り取って、策定については色々な制度を活用してやっていかれるのが良いのではないのでしょうか。

会長

よろしいでしょうか。

それでは、全体の会議としましてはこれで終わりました。皆様からの貴重なご意見をいただきありがとうございます。また、会議の進行にご協力いただきありがとうございます。それでは進行を事務局でお願いします。

事務局

会長におかれましては円滑な議事進行ありがとうございます。

また、委員の皆様には、長時間にわたり慎重かつ活発なご審議、ご協議をいただき誠にありがとうございました。今後とも本市の町なみ保存のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。これをもちまして令和4年度第二回近江八幡市伝統的建造物群保存地区保存審議会を閉会させていただきます。

閉会后になりますが、参加可能な方で令和5年度修理予定の建物並びに令和4年度の修理した建物の現地確認を行います。1時間程度の予定ですので、ご参加よろしければお願いいたします。